

児童扶養手当が 父子家庭にも支給されます！

母子家庭を支給対象としていた児童扶養手当が、今年8月1日から父子家庭にも支給されることになりました。

父子家庭の支給要件

次の①から⑤までのいずれかに該当する児童（注1）を、父が養育し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が離婚した児童
- ②母が死亡した児童（注2）
- ③母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している児童等）

（注1）この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以降、最初の3月31日までの児童をいいます。
（注2）母の死亡について支給される公的年金給付等を受けている場合は支給されません。



手当額（月額）

〈児童1人の場合〉

・全部支給額 41,720円
・一部支給額 41,710円

〈9,850円

〈児童2人以上の加算額〉

・2人目 5,000円加算
・3人目以降 1人につき3,000円加算

※受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）および同じ住所にあり生計を同一にしている扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹）の前年所得が、所得制限限度額以上の場合、手当の一部または全部が支給停止になります。

支払い日

年3回、支払月の前月までの分が支払われます。

4月11日（12月分から3月分）
8月11日（4月分から7月分）
12月11日（8月分から11月分）
※支払日が土日または休日のときは、繰り上げて支給されます。

手当を受給するための手続き

手当を受給していただくためには申請（認定請求）が必要です。市役所子育て支援課または市内各保健センター（朽木は支所）で手続きをしてください。

申請手続きには次の書類が必要です。

- ・受給資格者および該当する児童の戸籍謄本（抄本）
 - ・その他必要書類
- （支給要件により異なりますので、お問い合わせください。）

子育て支援課

☎(25) 8136

児童扶養手当現況届・ 特別児童扶養手当所得状況届 を忘れずに

8月は、児童扶養手当現況届および特別児童扶養手当所得状況届の提出月です。対象者の方へは関係書類を郵送しますので、期間内に必ず市役所子育て支援課または市内各保健センター（朽木は朽木支所）へ提出してください。

◆提出期間

児童扶養手当現況届
8月 2日（月）～8月31日（火）
特別児童扶養手当所得状況届
8月11日（水）～9月10日（金）

〈児童扶養手当〉

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童がいるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、かつ、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

〈特別児童扶養手当〉

身体や精神に中度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。

子育て支援課 ☎(25) 8136

8施設で指定管理者募集

施設名	主な業務内容	問い合わせ先
安曇川障害者サービスセンター	○障害者自立支援法第77条第1項第4号に規定する地域生活支援事業に関する業務 ○施設・設備の維持管理	障害福祉課 ☎(25) 8516
マキノ白谷温泉八王子荘	○温泉温浴施設の提供 ○食事、休憩宿泊施設の提供 ○健康増進施設の提供 ○施設・設備の維持管理	長寿介護課 ☎(25) 8029
道の駅施設「藤樹の里あどがわ」	○市内産業の振興および発展 ○農林水産物およびその加工品の直売 ○地域特産物の展示および販売 ○地域情報の提供 ○各種イベントの実施 ○施設・設備の維持管理	観光振興課 ☎(25) 8040
ガリバー青少年旅行村	○野外活動施設、宿泊施設等の提供 ○青少年の健全育成のための行事の実施 ○施設・設備の維持管理	
新旭風車村公園	○観光情報の発信と観光振興のための事業実施 ○レストランおよび物産館の運営 ○花菖蒲その他植物の育種・増殖、栽培技術の向上 ○花菖蒲その他の植物の観覧 ○施設・設備の維持管理	市民スポーツ課 ☎(32) 4459
新旭水鳥観察センター	○水鳥の生息環境の整備 ○来館者に対する水鳥等の観察指導 ○自然観察会の実施 ○施設・設備の維持管理	
高島B&G海洋センター	○青少年の健全育成と市民の健康増進のための各種スポーツ、レクリエーション、研修会、教室等の開催とその指導 ○施設の利用予約、貸出等 ○施設・設備の維持管理	
新旭森林スポーツ公園	○市民のスポーツ振興 ○スポーツ・レクリエーションによる地域の活性化 ○スポーツによる市民の健康の保持増進 ○施設の利用予約、貸出等 ○施設・設備の維持管理	

民間事業者の効率的・効果的な管理運営によるサービスの向上と管理経費の節減を目的に、8施設の指定管理者を募集します。

▼応募資格

市内に事業所を置く法人その他の団体

▼指定予定期間

平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）

▼選定方法

有識者等の外部委員で構成する「指定管理者候補者選定委員会」において申請書類とプレゼンテーションの審査を行い、指定管理者の候補者として選定します。その後、議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

▼募集・選定スケジュール

○募集期間 8月1日（日）～9月30日（木）
○現地説明会（出席必須） 8月下旬～9月上旬
○応募書類の受付期間

現地説明会終了後～9月30日

○プレゼンテーション 10月下旬
○指定管理者候補者の決定 11月上旬
○指定管理者の指定 12月下旬

※業務内容、応募資格や応募方法、選定基準等の詳細については、募集要項、業務仕様書に記載しています。募集要項・業務仕様書等は、担当課で配布します。また、市ホームページからダウンロードできます。詳しくは、各施設の担当課までお問い合わせください。（経営改革課）